### 特集・「福祉」問題再考

# 自治体と福祉行政

――重症心身障害児施設をめぐって――



福祉問題研究会

## [I]

A 久しぶりだが元気かね。

**B** まあまあだが,君の方は不況で勤め先の会社 も大変だろう。

A 例の石油危機以来憂うつな毎日だよ。かっては〝モーレツ社員〟とからかわれ、次は〝ビューティフル人生〟とかおだてられ、そのあげくがこの有様さ。日本は豊かになったと学者たちもいっていたのに、簡単にガタガタときたところをみると、現実は〝ひよわな花〟だったのだねえ。

**B** 今日はそのひよわなこの国での <sup>\*</sup>福祉 <sup>\*</sup> について話し合ってみようと思うんだが。

A 福祉の問題か。最近は福祉という字が新聞に 載らない日はないくらいだが、どうやらこれも一 時のファッションに終ってしまうのではないか。 俺は福祉というのは、要するにお金の問題だと単 純に考えることもできると思っているんだ。だか ら、経済がゼロ成長の社会になると、流行してき た "福祉"の呼び声も、またしぼんでしまうのじ ゃないかな。

もっとも君は、横浜市役所へ入ってからずっと福祉関係の仕事をやっているんだったな。もう6年近くになる勘定だから、まず君の『専門的立場』からの『福祉論』を聞かせてくれよ。

B 6年とはいっても、もっぱら書類と数字をい じっていたのだから、まださっぱりわからないん だ。それに 事門的立場 というけれど、専門化 すればするほど、福祉とは何かがわからなくなっ ていくような気もするな。

A じゃ早速、素人の立場からいわせてもらおうか。このあいだ、テレビや新聞で昭和50年度の国の予算のニュースが報道されていただろう。予算委員会などで、老齢福祉年金の額をいくらにするかで政府も野党も競っていたようだが、そんなことで本当に『福祉重点』といえるのかね。ここ数

年「経済成長型から福祉重点型へ」といわれてき たが、ちっとも我々の実感に迫ってこないのだ。

B 君の方もけっこう \*専門家\* じゃないか。

A いやむしろ庶民の実感をいったまでさ。子どもと女房をかかえてオンボロアパートで高い家賃を払い、おまけに田舎には年寄りの両親がいるし……福祉に関心をもたざるをえないじゃないか。それに我々にとって、実感のもてる福祉とは何か、という問題については、マスコミの報道の仕方に少々腹を立てていることもあるんだ。一体福祉に目玉商品などあるのかね。

B いいところをついてきたね。福祉が目玉商品 という形で政治家の利益誘導の手段として使われ た時,そこにはもう一かけらの福祉も存在しない といえるだろうな。

A 同感だよ。福祉の論理が政治の論理に牛耳られて、マスコミがそれを受けている限り、真の意味での『福祉重点予算』など編成されっこないな。ところで国は国として、『革新自治体』横浜市の方はどうなんだい。

B やはり問題があると思うな。保育所や老人福祉施設をめぐる問題なんか、そうかもしれない。この問題は君が最初に「福祉とは要するにお金の問題だ」といったこととつながるのだが、しかし今日はそれとは違った観点から、自治体と福祉行政について話し合ってみたいのだ。具体的には、

「横浜市は重症心身障害児施設〈以下「重心施設」 という。〉の建設に着手すべきか否か」というこ となんだが。

· A 重心施設というと、しばらく前に新聞によくでていた東京の島田療育園のような施設のことか。

B 法律などをもち出して、いささか野暮ったいが、児童福祉法第43条4項に「重症心身障害児施設は、重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護すると

ともに、治療及び日常生活の指導を目的とする施 設とする」とある、あれのことだ。

A 障害の重い子ども達を収容して医学的看護を する施設を、横浜市は行政の責任で建設すべきか どうかという問題なんだな。どうも難しそうだね。

**B** まあそんなに敬遠しないで聞いてくれよ。これにはちょっとしたわけがあるから。

昭和48年度に横浜市は、昭和60年までの13カ年にわたる『横浜市総合計画・1985』という長期計画を作ったんだ。その時にただ単に役人が、"専門家的立場"から計画書を作るだけで、後はそれを市民にPRするという従来のやり方を改めて、いわゆる"市民参加"の方式で作ってみようということになった。そこで、様々な立場の市民が、"専門家"の作った案をもとに「明日の横浜」を討論しようということで、市内の14区で延42回もの討論会が開かれた。またいろいろの団体からも意見や批判が出された。偶然僕も、神奈川県心身障害児父母の会からの批判の会に出席したが、この案――特に心身障害者対策をめぐる福祉行政や医療・教育行政については数多くの批判が出ていた。

そんな意見をうけて、初めの『横浜市総合計画・ 1985〈案〉』はかなり修正されたんだ。重心施設 が追加されたのも、その一つさ。

A さすが市民参加の街づくりを唱えている飛鳥 田さんだけのことはあるが、問題はその『横浜市 総合計画・1985』とやらが果して本当に実施され るかどうかだな。

B それを論ずるとなると、市民参加論とか自治 体の計画論にまで広がるから、それは後日に譲る として、今日は重症の子ども達の施設の問題を考 えてみたいのだ。

A そうか。それで、君も参加したというその父母の会から、一体どんな批判が出たんだい。

B もう1年半も前のことだからよくはおぼえて

いないが、こんなことだったかな――飛鳥田さん は市長になってから「誰れでも住みたくなる都市 づくり」と「子どもを大切にする市政」をスロー ガンとして、もう10年近く市政を担当してきたけ れど、「6大事業」にしても「5大戦争」にして も、都市の骨格的施設の問題が中心で、あまり社 会福祉の分野に力を注いでくれなかった。たしか、 に「ちびっ子広場」や「ちびっ子プール」の運動が 一時盛んに行なわれたけれど、もうマンネリ化し ている。県や東京に比べて福祉施設は貧弱だし, 横浜独自の施策がほとんどないといってもいいほ どだ。公害対策やごみ処理・市民参加の分野では 数々の、『横浜方式』が作られたが、こと『福祉』 では、これといったものがないのが非常に残念だ。 市役所の担当職員は、ひたすら「予算がない」と か「福祉は国がもっと積極的になってくれなけれ ば」とか逃げの姿勢だ。今度の『総合計画〈案〉』 でも,他の分野に比べて,社会福祉や保健医療, 教育については、またまた裏切られたという感じ だ。特に我々障害児をもつ親の立場からいうと, 日本で3番目の人口をもつ大横浜市であるなら ば、昭和60年までに、重心施設の1カ所や2カ所 をつくることは当然すぎるのではないか――ざっ とそんな話だったかな。

A ほう。だが君達役人のことだから、例によって、そういう意見を前もって予想して、ぬけめなく答を用意していたんだろうな。

B 皮肉っぽいいい方, 相変らずだな。

A そういやな顔をするなよ。ともかくそういった批判がきっかけで『総合計画・1985』に新たにその施設が追加されたのなら、『市民参加の街づくり』めでたしめでたしじゃないか。

B いや、めでたいわけではない。問題は実際に 建設されるかどうかということなんだから。

# [I]

A そこでいよいよ本論に入るわけか。ところで 僕の方から聞いておきたいことがある。君は役所 に入ったころ,社会福祉を勉強するため,福祉事 務所の生活保護関係の職員が自分たちで組織して いる研究会に出ているといっていたね。

B うん。よくそんなこと覚えていたな。当時何よりもまず、現実から学ばなければ、という気になって、第一線で仕事を担当しているケースワーカーの人達から福祉について具体的な話を聞こうという気になったわけだ。

**A** そのケースワーカーというのは何だい。

B 社会福祉の分野でケースワーク論というのが 専門的にあるらしいが、俺にはよくわからないん だ。ところで、俺達が学校にいたころ羽仁五郎氏 の『都市の論理』がベストセラーになったな。あ の冒頭に、地方自治体という言葉自体にすでに、 中央に対する地方という権力構造の存在と住民の 自治組織という二重の矛盾した契機があると書い てあったと思う。役所に入ってみてつくづくそれ を実感するよ。

**A** 何でまた、ケースワーカーの話から急に羽仁 五郎氏になるんだい。

B それは、こういうことだ。市役所の職員つまりお役人が、生活保護を受けなければ、生活できない人々を訪問し、資産調査をして「健康で文化的な最低限度の生活」〈憲法第25条〉を保障するという建て前の保護費を渡し、更に自立更生の道を指導すること――これがケースワーカーの仕事だが、これには、『地方自治体』と同じ意味で矛盾する内容が含まれているような気がしてならないのだ。

いまの日本で、権力つまり支配構造の末端という か行政機関の第一線で働くということと、住民の 健康と暮らしの最低限を確保するためのいわば護

表一1 身体障害者手帳交付状況〈昭和49年10月現在〉

	程度別	重	度	中	度	軽	度	=1.
障害別		1	2	3	4	5	6	計
肢 体	児童	814	2, 267	2,610	3,645	2,950	1,049	13,335
肢 体 不自由者	成人	335	377	226	220	120	81	1,359
11.00.00	計	1, 149	2,644	2,836	3,865	3,070	1,130	14,694
7日 2台	児童	1,512	747	307	319	334	425	3,644
視 障 害 者	成人	101	28	35	23	31	7	225
r# 12 18	計	1,613	775	342	342	365	432	3,869
聴覚平衡	児童	0	1,217	426	426	2	977	3,048
機能	成人	0	248	105	53	0	89	495
障害者	計	0	1,465	531	479	2	1,066	3,543
el-1 417	児童	213	1	161	138			513
内 窟 害 者	成人	9	0	15	7			31
件 古 1	計	222	1	176	145			544
音声言語	児童		0	162	38			200
機能	成人		0	4	4			8
障害者	計		0	166	42			208
	児童	2,539	4,232	3,666	4,566	3,286	2,451	20,740
計	成人	445	653	385	307	151	177	2,118
	計	2,984	4,885	4,051	4,873	3,437	2,628	22,858

〈資料〉 横浜市民生局保護課調べ

表一2 横浜市在宅障害者手当支給内訳〈昭和49年度〉

48	衣一 2 横浜巾在七潭青有于当文稿內訳〈昭和49年度〉									
障害	別	年齢別	児童	成 人	計					
		章害者 ・2 級	696人	4,792人	5,488人					
重		尊弱者 5以下	540	361	901					
度	合併症者 3級, I Q50以下		8	10	18					
	小	<b>a</b>	1,244	5, 163	6, 407					
-		章害者 級	206	2,237	2,443					
中		專弱者 6∼40	126	37	163					
度		症 者 250以下	4	7	11					
	小	計	336	2, 281	2,617					
		章害者 3級	902	7,029	7,931					
計		專弱者 0以下	666	398	1,064					
н		症 者 250以下	12	17	29					
	小	計	1,580	7, 444	9,024					

〈資料〉横浜市民生局児童課調べ

表-3 市内の重症心身障害児数〈昭和50年2月現在〉

在宅児童	施 設   入所児童	計
75人	34人	109人
19	14	33
14	4	18
12	1	13
9	1	10
4	1	5
17	11	28
150	66	216
	75人 19 14 12 9 4 17	仕宅児童     次所児童       75人     34人       19     14       14     4       12     1       9     1       4     1       17     11

〈資料〉 横浜市中央児童相談所調べ〈在宅児童は児童 福祉司の指導を受けている人数である〉 民官的役割とは、やはり矛盾せざるをえないんじゃないか。

A 君の論理でいくと、そもそも福祉の仕事など 役所にできるのか――ということになるのか。そ れをいっていたら話が進みそうもないから、それ はそれとして、君が出したテーマに移るが、重心 施設の対象である重症の心身障害児は、市内にど の位いるのかね。

**B** うーん,正直いってはっきりわからないんだよ。

**A** 何だ。そんなことでは話にならないじゃないか。

B 話にならないといえばそれまでだが、実は、問題はそこにもあると思うんだ。心身障害者といっても、そのとらえ方に様々な種類があり、また1つの種類でも障害の程度が何段階にもわかれていて、これを1つの基準で一律に上からとらえ、整理分類すること自体に問題がありはしないか。

A それも一理ありそうだな。

B ここにある民生局からもらってきた資料を見てくれよ。身体障害者手帳〈表-1〉については君も大体知っているだろう。もう一方の在宅障害者手当〈表-2〉というのは,家庭にいる重度の心身障害者に市の条例で昭和48年度から出してい

るんだ。この2つの表から、およその数はわかるだろう。

**A** 身障手帳を持っている人が約2万3,000人, 手当を受けている人が重度で6,400人,中度で 2,600人か。随分多いんだな。

B そのうち重症心身障害児として児童相談所で 相談・指導を受けている子どもを調べたのが表— 3 だ。全部で216名, うち施設に入っている児童 は約3割の66名だ。

A 残りの 150 名が、家庭にいる重症の心身障害 児という計算になるな。その子らのために市は直 ちに施設を建てるべきだというのが、君の主張な のかい。

B いやそう単純にはいかない。家庭で両親や兄弟の暖かい愛情の下で育てられている子ども達もいるし、ホームヘルパーや医師やケースワーカーなどの専門家による訪問制度でなんとかやっていけますという両親も意外と多い。それに、施設の見も知らぬ人々に子どもを預けてしまうのはかえって心配だ、という人達もいるからな。

A そうはいっても、いまの住宅事情やインフレの中で、1人の子どもに1日24時間つきっきりの家族の苦労は大変なものだろうな。

### 

B 何といっても重症の子は面倒がかかりすぎるから、家庭の中でも放っておかれがちだ。在宅の子ども達のために、市ではホームヘルパー派遣や緊急一時保護、住宅設備改良費助成等の制度をつくっているが、それだけでは不十分で、医者の手を借りなければならない時や、訓練、教育の場として重心施設に頼らざるをえない時も非常に多い。となると、僕個人の意見としては、どんなに多くの在宅対策制度ができても、やはり施設はどうしても必要ということになるな。

A ところで、さっき君は児童福祉法を読んで重心施設を説明してくれたけれど、いつごろからどういうきっかけで、そういう施設ができたのかわ。

B その辺の事情は、島田療育園の前園長の小林 提樹さんと共に日本で初めて重心施設をつくり、 また運営してこられた糸賀一雄さん――もうなく なってから7年もたつが――の書かれた『福祉の 思想』〈NHKブックス〉を読むとよく分るよ。 糸賀さんがどんなに苦労して――しかもけっして それを苦労と思わずに――民間の手で「びわこ学 園」をつくり運営してこられたかが淡々と書かれ ていて感動的な本だ。この糸賀さんと小林さんの 血のにじむような苦労が、大きく世論や国を動か して昭和42年に児童福祉法が改正され、重心施設 が初めて制度化されたんだ。

A というと、まだ10年もたっていないのだな。

B そうなんだ。ところで,重症心身障害児といっても,様々な症状や程度があって,一律に「植物人間」などと一部でいわれているような子どもばかりではないらしい。糸賀さんはこの本の中で重症と判定を下すその基準の中に,むしろ我々の社会がもつ偏見と誤解がありはしないかと疑問を出しているよ。ひとりの個人をとらえるのに1つの基準だけから断定して,施設へ隔離しようなどと考える前に,まず断定の下し方を疑った方が「人間的」だと思うことがよくあるな。

**A** そんなことも、その本に書いてあるのか。

B まあ俺のように大言壮語はしてないけれど、 今の問題でいえば、重症の子どもからむしろ教わることが多い。子ども達と職員の間の日常的なささいなことの中に、いかに美しく貴重な「人間的真実」があるかということが、さりげなく書いてあるよ。

**A** 重症の子ども達にとっても「人間は人間にとっての未来だ」〈J.P.サルトル〉ということだ

ts.

B 問題はいかにしてその未来,つまり発達を保障するシステムをつくるかということになるのだ。

A 難しいことだな。何しろ食事さえ満足にとれない子ども達だろうから、職員は100%おのれを殺して尽さなければならないんだろう。

B 職員は1日24時間面倒を見なければならないと同時に、医学的に専門家でなければならぬ。全国の重心施設で一番苦しんでいるのは、職員の確保対策だ。施設ができても、定員の5割からせいぜい7~8割の子どもしか入れないのは、そこで働く職員の確保ができないのが原因のようだ。

**A** せめて給料だけでも人並以上,いや普通の2 ~3 倍にすればなんとかなるんじゃないか。

**B** そう簡単にいくかどうか。例えば重心施設に入っている子ども1人1月あたりいくらかかるかを調べたものが,表-4だ。国の基準では足りないので,市が6万4,000円をプラスして合計21万3,000円〈昭和49年度〉というお金がかかっている。これを君はどうみるかい。

表-4 重症心身障害児施設運営経費の推移

〈島田療育園措置児童の場合〉

区分	月平均	児童1	人当り月	額経費
年度(決算)	措置児童数	国基準の 措 置 費	法定外の 援 護 費	計
45	15 人	46,719円	10,000円	56,719円
46	14	55,616	13,000	68,616
47	14	81,049	18,000	99,049
48	14	96,643	29,067	125,710
49	13	149,523	64, 258	213,781

〈資料〉 横浜市民生局児童課調べ〈昭和49年度は決算 見込み〉

(N)

A 君自身は、横浜市が早急に重心施設の建設に

着手すべきか否かという問題を、どう考えている のかね。

B 結論からいうと、時期尚早だと考えているんだ。建物を建てることは、ある意味ですぐにもできるが、運営上の諸問題を考えると、どうしても消極的にならざるをえないのだ。

**A** 建設の前にたくさん準備することがあるというわけだな。

B そうだ。長い間、民生局で児童福祉の仕事を 担当してきたMさんは「重心施設は自治体の福祉 行政にとって最高のところに位置する一番難しい もので、いわば富士山の頂上のようなものだ」と よくいっていた。それを僕なりに解釈するとこう なるかな。

1つは、富士山は 3,800 メートルもの高い山だ。 だからそこへ登るためには、前もって徹底的に準備を行なわないと、途中で食糧が足りなくなったり、けが人が出たり、あるいは悪天候等々のため頂上へ行くまでに引き返さざるをえなくなってしまうということ。

もう1つは、富士山はなだらかな円錐型の火山で、広い裾野があってはじめて日本一の高い山となっている。それはつまり、横浜市役所の態勢は勿論、260万市民全体の力強い支えがない限り、頂上は宙に浮いたものになってしまうということだな。

A そうなると、『総合計画』には取りいれられたが、実現はあやしい感じだな。

**B** そういうことになるかどうか。しかし、今からでも準備することは必要だし、手をつけられることも  $2\sim3$  あると思う。

**A** では、せめてそのあたりを聞かせてもらおうか。

**B** 始めにどんなことを考えて**い**るかを挙げると 次のようなことだ。

① 予防・早期発見・早期治療システムの確立

- ② 相談・医療機関の連携プレーの充実
- ③ 障害〈児〉者施設の体系的整備
- A どれも難しい課題に見えるが……
- B そうだ。おまけに僕としては、まだまだわからない点が多いので、ただ単なる思いつきにすぎないという気がするが、専門家で検討して、よりよい方向で実施されればと考えている。
- A 「論争よおこれ」ということだな。
- B 1番目の「予防・早期発見・早期治療システムの確立」だが、ここに興味深い数字があるんだ〈表─5〉。サンプル数が少ないのが残念だが、この表は上林さんという人が嘱託医として勤務する精神薄弱児施設の子どもを調べたものだ。そこの子ども達は重度と中度の精薄らしいが、すぐわかるように、0歳時ですでに5割近くの子どもの異常に気づいている。
- A なるほどな。3歳になると保健所で総合的な 検診がされているという話だが、それでは遅いと いうことだ。
- B 障害児の福祉向上のために、数多くの施策や制度が実施されているが、何よりも、心身に障害をもつ子どもが生まれないような予防策を講じることが大切だと思うんだ。横浜には、はじめて子どもを生み育てる若い世代が多いが、この人達には、昔のようにおじいさんやおばあさんの知恵、それは必ずしも全てがいいものといえないが、とにかく年寄りに頼ることができない核家族の問題があるように思う。
- A 若い母親達は育児書を何冊も読んでいるらしいが、やはり経験のある人から聞かないとわからないこともたくさんあると思うよ。
- B そこで保健所の活動が大いに期待されることになるが、現状はなかなかむつかしいらしい。特に戸塚区とか緑区とかの人口急増区では、決まった仕事をこなすだけで、保健所の職員はてんてこまいらしい。

表一5 障害児の異常に気付いた時期

時 期	人 数	構 成 比
新生児期	5人	11.6%
乳 児 期	15	34.9
1 歳	10	23.3
2 歳	10	23.3
3 ~ 6 歳	3	7.0
6 歳以上	0	0
計	43	100.0

〈資料〉 上林靖子「障害児の医療・教育」〈ジュリスト 特集 『福祉問題の焦点』1974年 10 月 10 日 号312頁〉

A そうだろうな。

うのだ**。** 

- B そうはいっても、しっかりした予防対策と早期発見・治療のシステムをつくらないかぎり、障害児は増える。誤解しないでもらいたいのだが、「障害児を生むな」といっているのじゃない。医療の知識と技術を、できるだけ多くのお母さんに利用できるチャンスを、役所が用意すべきだと思
- A うん,よくわかる。社会福祉のいろんな制度を所得の少ない人々を救うための手段として考えるのではなく、所得の少ない人々が生れる社会の仕組みそのものを改めていかなければだめだ、ということにもつながるわけだろう。
- B 大分,合意できてきたようだな。ところで、参考までに大津市での乳児検診制度をまとめてみた〈表一6〉。大津は糸賀さんの「びわこ学園」のある所だが、0歳時期だけでも5回の相談・検診体制がとられているが、学齢期までに予防接種も含めて、1人の赤ちゃんが20回の相談・検診を受ける体制がとられている。それと同時に、カードシステムによって、1人の赤ちゃんの成長過程がその両親は勿論、地域の人々や医師や保健婦等によって、それぞれの立場から暖かくみつめられているというわけだ。現実にどんな実態で、またどんな問題点があるか、まだよくわからない点もあるが、20数年間の努力の積み重ねがこうなったら

しい。もっとも、大津は人口が20万人以下で、しかも横浜のように市民の出入りも激しくない所だから、こんなことがやれるのかもしれないが。

A だが横浜でも、検討には値するだろう。次は 「相談・医療機関の連携プレーの充実」の問題か。

B 1番目の論点につながることだが、母親が子 どもの異常に気付いた時、どこに相談に行ったら 適切な診断と治療を施こしてもらえるか、という ことだ。だがこの場合、一番重要なのは、この子のことは家族の中だけに隠しておこう、という意識が、まだまだ強く残っていることだと思う。周囲の冷たい目を考えると理解できないこともないが、その子の将来を思うとそういう気持は克服されなければならないと思う。

**A** そうだな。しかし、周囲の冷たいまなざしに は耐えられない人も多いと思うな。

表一6 大津市における乳児検診制度

相談・観察 点	検 診 の 方 法	検診の重点項目
3 ヵ月児健診	医師による健康診査	<ol> <li>感受器系統の障害の早期発見 〈股関部脱臼の有無〉</li> <li>未熟児・低体重児の回復状態の観察</li> <li>先天性奇型・疾病の早期発見</li> </ol>
4 カ月児相談	市民健康センターにおける相談・指導	<ol> <li>栄養指導〈離乳食〉</li> <li>運動機能発達の観察</li> <li>精神発達診断〈障害児の早期発見〉</li> </ol>
6カ月児観察	母親による観察カードの送付	〈心身の発達状况を項目毎に報告〉
10ヵ月児相談	市民健康センターにおける相談・指導	<ol> <li>心身機能の発達の親察</li> <li>危険防止・感染予防指導〈環境への配慮・予防接種確認〉</li> <li>栄養指導〈幼児食への移行〉</li> </ol>
12ヵ月児観察	母親による観察カードの送付	〈心身の発達状況を項目毎に報告〉

〈資料〉 横浜市民生局指導課の資料により作成

表-7 横浜市内の主な相談機関

種類	主 な 業 務 内 容	根拠法令	設置数
保健所	保健衛生・公衆衛生の普及・啓蒙及びこれら の事業を行なう	保健所法	15カ所
児童相談所	児童に関するすべての相談に応じ、専門的な 指導・援助を行なう	児 童 福 祉 法	2
福祉事務所	地区の福祉全般について住民の生活と福祉に 関する総合的な窓口機関	社会福祉事業法	14
身体障害者福祉センター	身体障害者の医学的・心理学的・職能的判定 と指導・援助を行なう	身体障害者福祉法	1
神奈川県障害者更生相談所	精神薄弱者の医学的心理学的・職能的判定等 と指導・援助を行なう	身体障害者福祉法 •精神薄弱者福祉 法	1
神奈川県ライトセンター	視覚障害者のために、点字・録音等による資料を提供するとともに相談指導等を行なう	県 条 例	1
教育センター〈教育相談室〉	未就学及び就学中の児童と学校についての問題について相談・指導を行なう	市条例	1
区 役 所	保険年金・税等の相談窓口	地方自治法	14

〈資料〉『お元気ですか―在宅障害児のための手引』〈横浜市在宅障害児援護協会発行〉

**B** その点は大変重要で難しい問題だから、最後でまた考えることにしよう。

A ところで、相談機関としてはどんなものがあるのかね。

B ここにそれをまとめてみた〈表―7〉。こんなに沢山あり、専門家がいるのに、あまり知られていないのは残念なことだな。何故そうなのかは重大な問題だ。その原因を一言でいうと、ここでも

縦割り行政――その背後には国の行政機関がそれ ぞれあるわけだが――その縦割りが見事に貫かれ ているということになるのかな。異常に気付いた 母親が,役所や病院をあちこち訪ねた末にその子 は死んでしまったという話は,今でも時々ある。 縦割り行政にはそれなりのメリットもあるが,自 治体としては,1人の障害者をあつかうのに窓口 をきちんとするとともに,相談機関と医療機関と

表一8 心身障害者福祉施設入所状況〈昭和49年10月現在〉

	-	区.	分				の内	訳		
:害	别			入所数	経 2 市 立	営 主 体公 立	別 民間立	施設形 农 容	態別通等所	市立施設の主なもの
		版 不 自	体由	125人	69人	48人	8人	56人	69 <sup>人</sup>	身体障害者福祉センター
身	児	視障	体由覚害覚害部害語害	5	0	0	5	5	0	おおとり園 こまどり園
蚜		聴障	覚害	2	0	0	2	2	0	ひよどり園
体		内障言障	部害	0	0	0	0	0	0	身体障害者更生授産所
障	童	言障	語害	75	75	0	0	0	75	
<del></del>		計		207	144	48	15	63	144	
害	成		人	212	43	44	125	188	188 24	
	,	計		419	187	92	140	251	168	
精	児		童	354	155	27	172	214	140	ときわ学園
精神 <b>薄</b> 弱	成	4	人	475	45	167	263	439	36	ひのき学園 松 風 学 園
<b>5</b> 5		言 <b>十</b>		829	200	194	435	653	176	
重!	定 心	身 障 害	児	66	0	40	26	66	0	
合	児	J	童 .	627	299	115	213	343	284	
	成	<u> </u>	人	687	88	211	388	627	60	
計		計	!	1,314	387	326	601	970	344	

〈資料〉 横浜市民生局児童課・保護課調べ〈重症心身障害児については,50年2月現在中央児童相談所調べによる〉

表一9 重症心身障害児施設入所児童内訳〈昭和50年2月現在〉

施設名	所	在	地	設 置 主 体	入 所 児 童
こども医療センター		<u>X</u>		神奈川県	13人
七沢療育園		享木 市		<i>"</i>	1
神奈川療養所千葉東病院	//	秦 野 市		国	13
千葉東病院		葉 市		"	8
山 梨 清 楽 荘 島 田 療 育 園		存 市			5
山梨清楽荘島田療育園みどり愛育園	東京都多「	擎 市		社会福祉法人	13
みどり愛育園		武蔵村山市		"	5
むらさき愛育園	"	坂 橋 区		. "	4
毛呂病院光の家		呂山町		"	3
秋 津 療 育 園	東京都東	村 山 市		財団法人	1
計					66

〈資料〉 横浜市中央児童相談所調べ

の連携を強め、迅速で適切な相談・診断・判定・ 治療のネットワークを図る必要があろうというこ となんだ。

A 例の行政機構の問題だな。だが、それはそれ ぞれの機構を担っている職員の気持ちいかん、と もいえるな。

B 障害をもつ子も、生まれてから乳幼児期、学齢期を過ぎて成人となっていくのだが、そういうプライフサイクル。の視点からも、この問題は重要だ。特にこのごろは、重症の子ども達が成長して児童福祉法の守備範囲の18歳を過ぎた時の問題が多い。この場合、各相談機関は相互の連携プレーを生かし、市民の暮らしを守るという自治体の使命を率先して示すべきだと考えるのだ。

A それは「分業による協業」というふうに理解できないのか。さっき話のでた地方自治体という 矛盾した概念を、住民の福祉の方へ意味転換する ことにもつながることだろう。

B それで、3番目の論点に移るが、これは「障害者施設の体系的整備」ということだ。表―8でもわかるように、横浜市の心身障害〈児〉者関係の施設は絶対的に不足していて、残念ながら県や民間の施設に依存しているのが実状だ。特に重症心身障害児施設については〈表―9〉、横浜市は従来、国の責任で全ての子どもの面倒をみるべきだという方針をとってきたせいもあって、まだ1カ所もない。たしかに、一地方自治体――特に横浜のような人口急増都市で、必要最低限の学校や道路の建設に追われている市では、とてもそこまで手が届かないというのが実情なんだ。学校や道路も、住民福祉の重要な要件なんだし。

A そうはいっても、革新自治体の〝革新〟たる 所以は、国が当然やらなければならない逃げてい る課題と取り組む姿勢にあるのではないのか。

B とにかく『総合計画・1985』には施設建設の 方針が出されたわけだ。 **A** ところで、この表―8から目につくことは、 通いの施設が多いことだな。

B 飛鳥田さんが市長になってから、福祉財源として商品切手税という新税をつくり、これまで地域の通園施設として肢体不自由児・言語障害児通園施設を4カ所、また精神薄弱児通園施設を2カ所作ってきた。「障害〈児〉者施設の体系的整備」というのは、これらの通園施設とのネットワークを図りながら、重心施設の建設を検討すべきだということだ。

A なるほど。図式としては賛成できそうだな。

B 先に話したように、何しろ重心施設は富士山の頂上にあたるのだから、今ある通園施設――地域的にもっと多くつくる必要があるが――とうまく連携をとりながら、それらのキイステーションとして重心施設を位置づけていく方向がいいと思うのだ。

A そういったことなら、さっき君があげた重心施設の建設に先立つ3つの準備は、そんなに時間をかけなくてもできそうなことばかりではないか。お金をそんなに使わなくて済みそうだし……。だが、かんじんの役人の〝やる気〟の方はどうなのかい。

B 素人目には簡単にできそうなことでも、役所の専門家にかかるとなかなかね。お金もかからず行政効果もあるいい制度だと思うものでさえ、一職員がいい出してから2~3年もたつと「ああそんなこと誰れかいっていたな」で終ってしまうことも多いようだし……。

#### [V]

A そうか。そうすると、それらの作業を実現する困難さは、『革新自治体』にもやっぱりあるのか。わかるような気もするね。まあ、その問題は

ここでは深追いしないこととして,あと何が必要 だと考えられるのかな。そう,それに障害者をと り囲む周囲の人の眼の冷たさという問題が残され ていたな。

B 一番面倒で難しい課題になったな。そうだ,答になるかどうかはわからないが,ことしの1月のある土曜の午後,開港記念会館で開かれた「福祉ボランティアの集い」のことから話してみよう。この会合は,横浜市在宅心身障害児援護協会と社会福祉協議会の主催で開かれたものだ。市内で障害児をかかえて困っている家族や1人暮らし老人に自主的に手助けをしているボランティアの人達が初めて一緒に集って,その活動を通じて日頃考えていることを話し合おうというのだ。ところで何人位集ったと思う。

A そうだな,こんな世知辛い世の中だから,20~30人も集まればいいところじゃないか。

B そう、俺も多分そんなところだろうと思っていたが、実際は100人近くも集った。白髪まじりの人もいたし、主婦や若い人もかなりいた。みんな表情の美しい人達だったのが印象的だった。ところで、予算編成で忙しい市長がその席へ顔を出して、こんな話をした。

「今でこそ国鉄でやり始めたが、私は10年も前に 老人や体の不自由な人達のために市電や市バスに 特定の席を指定してみた。ところが、実際そうし てみても、さっぱりそれらの人達のために使われ ない。それで結局その制度はやめてしまった。ど んなに行政がいい制度だと考え実施しても、市民 の理解と協力がないかぎり、制度は生きてこない。 今日ここへ集まられた皆さんは、自ら進んで障害 児やねたきり老人のためにボランティア活動をし ておられる方々で、本当にありがたいことだと思 う。皆さんは時々『こんなことをしていて、一体 何の役に立つのだろうか』と思われることがあろ うが、20年30年後の横浜で暮らす障害者やその家 族が、普通の市民と同じように、自信をもって生きていける世の中をつくるための種蒔き人のつもりで、どうかいつまでも続けていただきたいと思う」まあそんな話だったかな。

A ほう、なかなかいい話だが、考えようによっては、それは結局行政の責任回避、安上り行政ということにもなりはしないか。

B この話をすると、すぐそういう批判が返ってくるのだが、どうしてそうなるのか考えてみたんだ。理由として2つのことに思いあたった。1つは、市民の間に \*福祉』というのは全て国や地方自治体の責任でやるべきで、国民や市民は権利としての \*福祉』を主張すればいいのだ、という考え方があるような気がするのだ。

A それは根強くあるな。 \*利用できるものは全て利用してやれ、という風潮があって、制度を支える \*精神、がいつのまにかどこかへ行ってしまう。いまの日本の社会がギスギスした感じのするのも、そんなところに一つの理由があるのかもしれないな。

B \*市民福祉のシビルミニマム\*などというかっこうのいい言葉が宣伝されているけれども,一体そのシビルミニマム実現のための財源について検討されたことがあるだろうか。

A よくわからないが……

B 今の税制度や社会保障制度のことまで論じるとなると大変だけれども、高度の福祉社会を実現するには、誰れかがそれを負担しなければならないのは、当り前の話だ。また一方、福祉を全て国や地方自治体に委せるという方向からは、コンピュータをフルに使った高度管理社会しか生まれてこないだろうな。

A 随分大きな問題にまで広がってき たけれど も、君が思いあたったというもう一つの理由は何 だ。

**B** それは行政を担う職員と、それを囲む市民の

間の信頼感の問題だ。「役人はろくに仕事もしな いで、いばってばかりいる」とか「税金の無駄使 いばかりしている」とかよくいわれる。残念なこ とだが、そういう傾向があることも事実だが、市 役所と市民の間にそういう不信感があったので は,福祉の仕事はけっしてうまく行かないと思う。 例えばこんな話があるんだ。 児童相談所に, 重症 の子どもの家庭を医師や保健婦やケースワーカー がチームを組んで訪問する制度があるのだが、あ る時、久しぶりにある家庭を訪問しようとして、 Cさんがその家に「何月何日にうかがいます」と 電話をかけたそうだ。そうしたら、「せっかくで すが、その子はもう3ヵ月前になくなりました」 という返事が返ってきたそうだ。その時、Cさん は「何でその子がなくなった時に、私達の方にも 連絡してもらえなかったのだろう。線香やお花を お供えしたかったのに」と思ったそうだ。そして 「私達の仕事がいかに無力なものか、信頼されて いないのか」とつくづく思ったそうだよ。

A なるほどな。

B 福祉に携わる職員は、仕事の対象が子どもであれ、障害者、老人であれ、全て、生身の人間、であること――これは非常にしんどいことでもあるし、また一方素晴しいことでもあるが――を一時も忘れてはならないし、その場合、対象者とどこまで人間としてお互いを理解し共鳴しあえるか、ということがきわめて重要なことになるな。

A 話はわかるが、しかし、それは何も第一線で働く施設の職員やケースワーカーだけに要求されることではなかろう。むしろ企画・管理部門の職員にこそ忘れて欲しくないことだな。自治体職員の相手は、いつでも \*生身の人間 \*\* なのだから。その意味では、福祉の問題は、自治体の仕事の原型だと思うね。人口が多すぎるとか何とかいってそこをあいまいにされたのでは、納税者は浮ばれないぞ。

B 厳しくなったね。では最後にもう1つだけ話して終りにしよう。それはスローガン的にいうと「地域を施設化し、施設を地域化せよ」ということなんだ。

A 何だ, それは。

B かいつまんでいうと、こういうことかな。従来社会福祉の対象は、ねたきり老人とか心身障害者とかの個々の人々という。点。であったが、これからはそれらの人々を含む。面。としての地域へ対象を変えていくべきだと考えているのだ。それは同時に、施設が、従来のように地域社会の中で隔離された別世界のように存在するのではなく、地域社会の構成員としての社会福祉施設になることを考えようということなんだ。

A それは単に社会福祉の施設だけでなく、最近 とみに評判の悪い我々の会社や工場についてもい えるな。だが、行政の場合、その手がかりはどこ にあるのかな。

**B** 例えば、こんな話の中にその契機はないだろ うか。さっき話をした重症の子をなくした母親は その後、児童相談所を訪れて「色々とお世話にな りました」とお礼をいった後、次のようなことを いわれたそうだ。「私は自分の経験から,重症の子 どもが一番かわいそうなのは、家の外へ出る機会 がないことだと思います。いや、機会は十分ある のです。むしろ私達家族が外へ出た時の人々の冷 たいまなざしが、こわかったのです。私、あの子 をなくして, 私自身ようやく外へ自由に出て行け るようになって初めて,あの子にすまないことを したと思いました。人々のまなざしの冷たさは、 重症の子を見慣れていないからにすぎない場合が 多いのです。私達を見る目を変えさせるには、私 達自身が勇気をもって外へ出ること, そして周囲 の目を私達に慣らすこと――それ以外にないとい うことに気がついたのです」と。また続けて「私 達のように重症の子どもをかかえて困っている家

庭や,職員不足で大変だと聞く重心施設へ,今までの経験を生かして,多少でも,苦労を分ち合い手助けをできるならボランティアとして働きたいのですが……」といわれたそうだ。

A でもなあ、日本ではボランティアというと普通の人は「とてもそんな献身的なことは」とか「私には関係ない」とかいった具合で……。そういえば、いまボランティアの話が出て、すぐ連想したことがある。林達夫と久野収の対談『思想のドラマトウルギー』という本に、こんなことが書いてあった。

**久野** 林さんのお好きなアナトール・フランスに『聖母 の軽業師』という短篇があるじゃないですか。

林 あれですね。『聖母の軽業師』Jongleur de Notre-Dame。 一度読めば誰の心にも残る中世の奇蹟 物 語。 「黄金伝説」にふさわしい、いい話だな。

修道院に入った人々は、信仰の書を読んだり、薬草園の 世話をしたり、椅子、テーブルを作ったり、いろいろと する。しかし、ただ一人・…

**久野** もっとも身分の卑しいとされている軽業師の出身 がいる。

林 それで、聖母マリアに何をして仕えたらいいか分 うず、途方にくれる。思い余って、俺には一つしか芸が ない、それでいくよりほかないというんで……

**久野** 精いっぱの軽業を演じて見せるわけや、小礼拝室 で。

林 そう。毎晚、人の寝静まったころを見計らって、こっそりと聖母の御像の前へ行って、得意のとんぼ返りをうったり、逆立ちしたり身を横たえて両足で球飛ばしの曲芸をやったりする。修道院長がこの男の挙動不審にうすうす気づくわけですね。それである夜のこと、彼が独房を出て、抜き足差し足で小礼拝堂へ行くのをつけていってみると、アッと仰天する。何事か!気でもふれたのかと。思わず扉を排してとどめに入ろうとすると、ハッと身をすくめて、その場にひれ伏してしまう――こういう時は、古風な英語のLo!という間投詞はいいな――Lo and Behold!聖母はしずしず台座から下りて来て… **久野** 軽業師の額の汗をぬぐいたまう……

話が少し飛躍しすぎたかな。

**B** 素晴しい話だな。もっとも,福祉を目玉**商品**にする話からは随分遠く離れた感じだが,しかしボランティア精神の延長線上に見すえられる問題だろうね。話は飛躍しすぎたとしても,連想は的はずれでなかろう。

A ところで、今日は久しぶりに長い議論をしたが、大筋ではいささか君のペースにのせられたといった後味も残ったよ。勿論、君の話も、役所の人には僕とは別の理解の仕方があるのだろうが。

B 僕のペースにのせられた、とは残念だな。これでも真剣に考えた上での話なんだが。「総論はその通りだが、各論にはこれこれの問題があって当面の実施は難しい」式の話では、一生懸命話せば話すほど、"逃げの姿勢"といった印象を与えることになるのかな。さっき話がでた、役人に対する信頼感に関係することかも知れないね。この次はその"総論と各論"、理念と現実、式の発想について話し合うことにしようか。

A じゃ君の活躍を祈ろう。